

令和4年8月31日

建設緑政局関係議案資料 (その4)

議案第134号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する
事業の変更の同意について

建設緑政局

議案第134号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

1 経緯

我が国の高速道路では中央自動車道笹子トンネル天井版崩落事故以降、すべての橋梁やトンネル等について定期点検が実施されており、重大な損傷が発見された箇所については更新工事が行われている。更新工事においては交通規制による影響を軽減する必要があるため、令和3年8月に開催された国土幹線道路部会にて、首都高速道路においても他の高速道路会社で実施している料金施策等による迂回路への誘導を実施すべきであると示された。

また、障害者割引制度については、障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、割引措置を講ずるものであり、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針を受け、オンライン申請を可能とするシステムを構築することとなった。

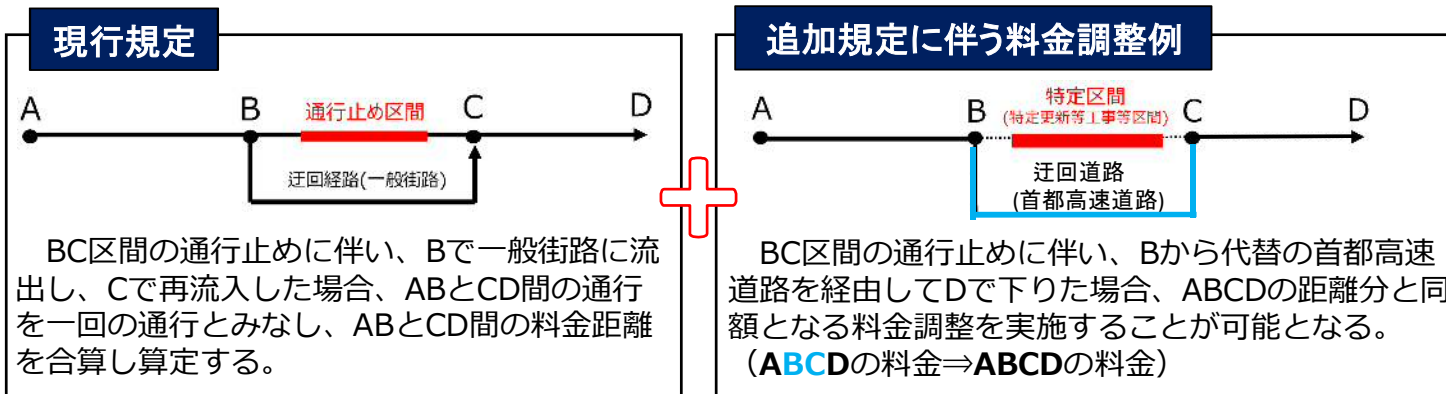
更に現在の割引要件は、障害者一人につき車両一台を割引の対象としているが、それ以外の車両も割引対象に加えるよう要望を受けた国土交通省が、各高速道路会社へ制度の拡充に関する通知を行った。

以上のことから、料金の額及び徴収期間の変更について同意申請書の提出がなされた。

2 同意申請の内容

(1) 料金調整規定の追加

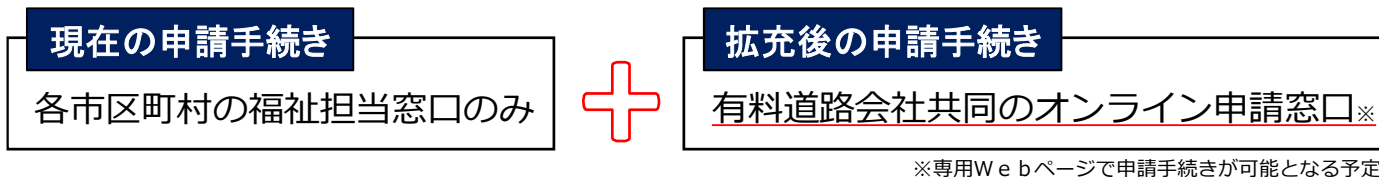
特定更新等工事などに伴う通行止め及び車線規制を行う際、一般街路への交通影響を抑制する観点で、代替路への通行を促し、その場合の料金調整を実施できるようにするため、規定を追加する。



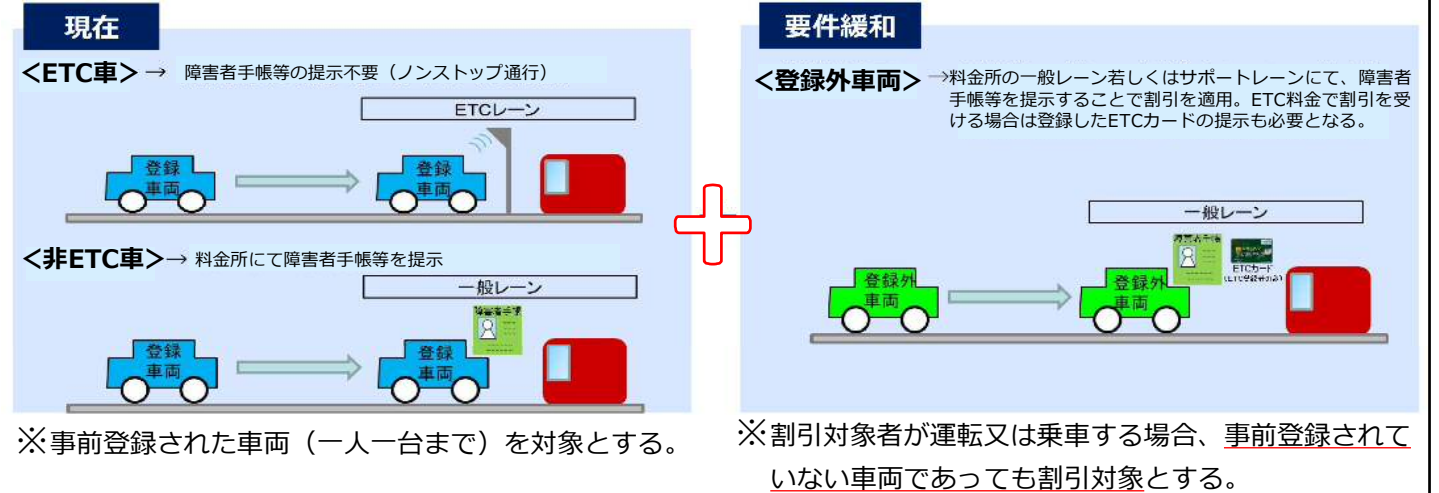
(2) 障害者割引制度の拡充

※通勤、通学、通院等の日常生活において、自家用車を利用されている障害者の方に対して、通行料金を5.0%割引くことにより、走行条件の良い有料道路を快適に利用し、社会的自立と社会経済活動への参加を支援するもの。

①申請手続きのオンライン化



②障害者一人につき一台の要件緩和



3 参考

【関係法令】

道路整備特別措置法（抄）

第3条

- 1 会社は機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法に規定する協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を大臣に提出しなければならない。
 - 一 高速道路の路線名
 - 二 新築・改築に係る工事の内容
 - 三 収支予算の明細
 - 四 料金の額及びその徴収期間
- 3 会社は第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、地方公共団体の議会の議決を得なければならない。
- 5 省略
- 6 会社は第1項の許可を受けた後、「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の区間」「工事方法」、更に「料金の額及びその徴収期間」の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

事 計 第 1 8 号
令和 4 年 7 月 8 日

川崎市長
福田 紀彦 殿

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 前田 信弘



「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の変更について（同意申請）

標記について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」を別添のとおり変更したいので、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。



高速道路の路線名

本同意申請の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港線（神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで）
- (2) 神奈川県道高速湾岸線（神奈川県川崎市川崎区扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで）
- (3) 川崎市道高速縦貫線

別紙－４の一部を次のように改める。

1 (2)③中ア及びイを削り、
「通行止めに伴う料金調整」を
「料金調整

ア 通行止めに伴う料金調整」に、「以下のように料金調整を行った額を徴収する。」を「ＡＢ間の通行とＣＤ間の通行を１回の通行とみなして、ＡＢ間の料金距離とＣＤ間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記１（(2)③を除く。）又は記２により算出された料金の額を徴収する。」に改め、１(2)③アの次に

「イ 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項第７号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときは、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加える。

3 (2)を削り、3 (3)中「及び(2)まで」を削り、(3)を(2)とする。

4 (1)②ア中「身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、」を削り、「割引を適用する自動車は、」の次に「身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、」を加え、「又は当該事務所を設置していない町村」を「若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口」に改め、「使用する場合に限る。」の次に「また、上記(7)又は(4)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がＥＴＣシステムを使用して無線通信により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。」を加え、４(1)②イの次に

「ウ 実施期日

会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。」を加え、４(1)⑦ア中「限り、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に」を削り、４(1)⑨中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲」を「貸付料の支払に支障のない範囲内」に改める。

7を削る。

新旧対照表

〈新〉	〈旧〉
<p style="text-align: center;">料金の額及びその徴収期間</p> <p>1 基本料金の額 本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。</p> <p>(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額 略</p> <p>(2) 適用方法 ① 料金距離 略</p> <p>② 出入口等の相互間の料金の計算額 略</p> <p>③ <u>料金調整</u> <u>ア 通行止めに伴う料金調整</u> 最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、<u>AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記1（(2)③を除く。）又は記2により算出された料金の額を徴収する。</u></p> <p><u>イ 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整</u> <u>首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときは、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">料金の額及びその徴収期間</p> <p>1 基本料金の額 本文記1 高速道路の路線名に記載する高速道路（以下「首都高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。</p> <p>(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額 略</p> <p>(2) 適用方法 ① 料金距離 略</p> <p>② 出入口等の相互間の料金の計算額 略</p> <p>③ <u>通行止めに伴う料金調整</u> 最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、<u>以下のように料金調整を行った額を徴収する。</u></p> <p><u>ア ETC車の場合の料金調整</u> <u>AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記②の計算式により算出された料金の額を適用する。</u></p> <p><u>イ 現金車の場合の料金調整</u> <u>AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、記①Bの料金距離に応じて、記②の計算式により算出された料金の額を徴収する。</u></p>

新旧対照表

〈新〉	〈旧〉
<p>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略</p> <p>2 ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額</p> <p>(1) 1回当たりの料金の額 略</p> <p>(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略</p> <p>(3) 特例措置 略</p> <p>3 特別の措置</p> <p>(1) 料金距離に応じた料金の額 略</p> <p><u>(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位</u> 記(1)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。 ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。</p> <p>4 基本料金及び特別の措置における割引</p> <p>(1) 割引を適用する自動車及び割引率等</p> <p>① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。</p>	<p>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略</p> <p>2 ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額</p> <p>(1) 1回当たりの料金の額 略</p> <p>(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略</p> <p>(3) 特例措置 略</p> <p>3 特別の措置</p> <p>(1) 料金距離に応じた料金の額 略</p> <p><u>(2) 通行止めに伴う料金調整</u> <u>最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車が、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。</u></p> <p>① <u>ETC車の場合の料金調整</u> <u>AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。</u></p> <p>② <u>現金車の場合の料金調整</u> <u>AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、記(1)Bの料金距離に応じて、料金の額を徴収する。</u></p> <p><u>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位</u> 記(1)及び(2)までに定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。 ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。</p> <p>4 基本料金及び特別の措置における割引</p> <p>(1) 割引を適用する自動車及び割引率等</p> <p>① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。</p>

新旧対照表

〈新〉

〈旧〉

略

② 障害者割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、次の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記(ア)又は(イ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

イ 割引率

50%以下とする。

ウ 実施期日

会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

略

② 障害者割引については、次のとおりとする。

ア 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

イ 割引率

50%以下とする。

③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

新旧対照表

〈新〉	〈旧〉
<p>③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑦ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。 ア 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。 イ 割引率 39%以下とする。</p> <p>⑧ 深夜割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑨ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。 会社は、<u>貸付料の支払に支障のない範囲内</u>において、次のとおり割引を実施することができる。 ア 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETC車とする。 イ 割引率 個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。 ウ 実施する期間 実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。 エ 適用区間 個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。 オ 事前の届出 個々の企画割引ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</p>	<p>略</p> <p>④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑦ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。 ア 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に<u>限り、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に限る。</u>）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。 イ 割引率 39%以下とする。</p> <p>⑧ 深夜割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>⑨ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。 会社は、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲内</u>において、次のとおり割引を実施することができる。 ア 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETC車とする。 イ 割引率 個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。 ウ 実施する期間 実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。 エ 適用区間 個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。 オ 事前の届出 個々の企画割引ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</p> <p>⑩ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。</p>

新旧対照表

〈新〉	〈旧〉
<p>⑩ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。 略</p> <p>(2) 割引相互間の適用関係 略</p> <p>(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位 略</p> <p>5 料金の徴収期間 平成18年4月1日から令和47年9月30日までとする。</p> <p>6 その他（乗継） 首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車及び2に定める料金の額を適用する自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>別表1 略 別表2 略</p>	<p>略</p> <p>(2) 割引相互間の適用関係 略</p> <p>(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位 略</p> <p>5 料金の徴収期間 平成18年4月1日から令和47年9月30日までとする。</p> <p>6 その他（乗継） 首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車及び2に定める料金の額を適用する自動車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続いて首都高速道路を通行する場合であって、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。</p> <p><u>7 実施期日</u> <u>この料金の額及びその徴収期間は、令和4年3月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>別表1 略 別表2 略</p>